社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会定款第19条第3項 の規定により、会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

- 第2条 会員は、社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会(以下「本会」という。) の趣旨に賛同し次の区分に属するもので、所定の手続きを経て入会したものをもって 構成する。
 - (1) 第1号会員 学区区政協力委員会
 - (2) 第2号会員 民生委員・児童委員協議会
- (3) 第3号会員 公私社会福祉事業者及び団体
- (4) 第4号会員 社会福祉関係団体
- (5) 第5号会員 ボランティア活動団体
- (6) 第6号会員 地域関係団体
- (7) 第7号会員 社会福祉関係公務員
- (8) 第8号会員 学識経験者及び会長が認めるもの

(賛助会員)

第3条 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助するものとする。

(入会)

- 第4条 本会の会員となる手続きは、次のとおりである。
- (1) 第1号・第2号・第3号・第4号・第5号及び第6号会員として入会しようとする時は、入会申込書(第1号様式)を本会会長に提出し、理事会の承認を得ることとする。
- (2) 第7号及び第8号会員については、本会会長が推薦し理事会の承認を得ることとする。
- (3) 第3条の規定の賛助会員については、賛助会員申込書(第2号様式)を本会会長に提出するものとする。

(会員の役割と権利)

- 第5条 会員は、本会定款第1条の目的を達成するため各種事業に協力するとともに、 次に掲げる権利を有する。
- (1) 各年度の予算、決算、事業計画及び事業報告をうけることができる。
- (2) 本会の発行する機関紙、パンフレット、チラシ等を得ることができる。
- (3) 本会の実施する大会、研修会等に参加することができる。

(会費)

第6条 会員は、毎年度会費を納めなければならない。

2 会費は、別表のとおりとする。

(退会)

- 第7条 会員が退会しようとするときは、その旨を申出なければならない。ただし、会 員の資格を喪失したときは、退会したものとする。
- 2 会員の退会に際しては、既納の会費はこれを返還しない。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。